

豊橋市立大村小学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 本会員が死亡（児童の保護者）した場合は、会長、副会長及びその地区の地区委員が会葬する。香料 5, 0 0 0 円と生花 1 基を供えて弔意を表す。

第 2 条 本会員が不時の災害にあった場合は、役員会で協議し対応する。事後、役員会に報告する。

第 3 条 本会員の子が死亡（小学校在籍の児童）した場合は、会長、副会長、該当学年の学年委員が会葬する。香料 5, 0 0 0 円と生花 1 基を供えて弔意を表す。

第 4 条 上記以外に慶弔が生じた場合は役員会（臨時の場合は正副会長）で協議し対応する。事後、役員会に報告する。

第 5 条 いかなる場合も返礼を受けない。

第 6 条 本規定の費用は、P T A 会計より支出する。

第 7 条 この規定は役員会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成があれば改正することができる。改正の結果は次期総会に報告しなければならない。

- この規定は平成 1 6 年 2 月 1 3 日より実施する。
- この規定は令和 4 年 4 月 2 2 日より実施する。